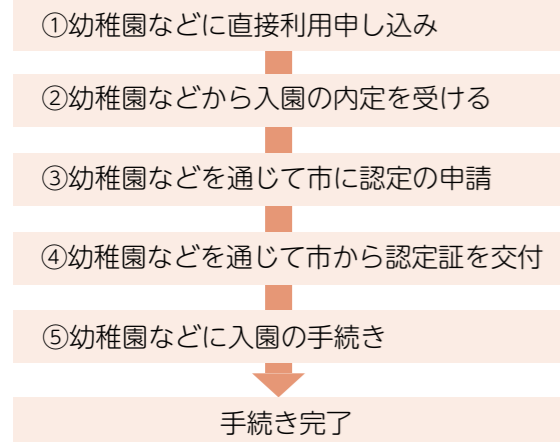


確認しておこう！申し込み手続き

利用する施設によって手続きが異なります

●幼稚園(※)、認定こども園(1号認定)

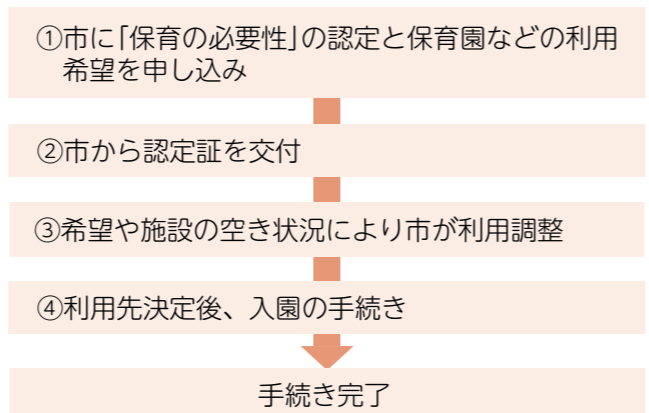
- ★申込開始日 9月1日(休)～
- ★必要書類 入園申込書
- ★書類の配布場所・申込場所 各幼稚園、各認定こども園



※幼稚園のうち、新制度の仕組みに移行していない西那須野幼稚園・すぎのこ三島幼稚園・第二ひかり幼稚園に申し込む場合は、手続きの③と④は不要です。
※詳しくは広報なすしおばら8月20日号4ページを参照。

●保育園、認定こども園、地域型保育(2号・3号認定)

- ★申込期間
 - ・1次 10月3日(月)～31日(月)
 - ・2次 11月1日(火)～12月28日(水)
 - ・3次 来年1月4日(木)～31日(水)
 - ・4次 来年2月1日(木)～28日(水)
- ★必要書類 入園申込書、重要事項チェックシート、保育の必要性を証明する書類(事由によって必要書類が異なります)
- ★書類の配布場所・申込場所 西保育課、西子育て支援課、西総務福祉課、西根出張所



各保育園・認定こども園・地域型保育施設の詳しい情報はこちらから CHECK !

那須塩原市 保育園

Check

保育園・認定こども園・地域型保育の入園手続きをする皆さんへ
申し込みに必要な書類は9月1日から配布しています。市ホームページからもダウンロードできるので、こちらも利用してください

来年度途中の入園を希望する人へ
来年度の途中で保護者の産休・育休期間が終わり、その時点からの入園を希望する場合も、期間内に申し込みが必要です

平成28年1月1日時点で本市に住民登録がない人へ
28年度の住民税決定証明書か住民税決定通知書の写しが必要です。28年1月1日時点で住民登録があった市区町村で取得してください。

出産予定がある人へ
出生予定児童の入園は、出生後に申し込みをしてください

10月3日(月)から受け付け開始！
保育園・認定こども園・地域型保育

平成29年度 園児募集

▶問い合わせ
西保育課 ☎0287(46)5536

市では、来年4月以降に保育園・認定こども園・地域型保育施設に入園を希望する児童の申し込みを受け付けます。

知っておこう！施設の違い

大きく分けて4種類の施設があります

保育園	幼稚園
<p>特徴 就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設</p> <p>対象年齢 0歳児～小学校就学前(2号認定、3号認定)</p> <p>利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能</p>	<p>特徴 小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校</p> <p>対象年齢 満3歳児～小学校就学前(1号認定、認定外)</p> <p>利用時間 昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施している</p>
認定こども園	地域型保育
<p>特徴 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち地域の子育て支援も行う施設</p> <p>対象年齢 0歳児～小学校就学前(1号認定、2号認定、3号認定)</p> <p>利用時間(2号認定、3号認定の場合) 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能</p>	<p>特徴 19人以下の少人数で子どもを保育する施設</p> <p>対象年齢 0歳児～2歳児(3号認定のみ)</p> <p>利用時間 夕方までの保育のほか、施設により延長保育を実施している。土曜日の利用も可能</p>

知っておこう！認定区分

認定区分に応じて、利用できる施設が異なります

認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、昼間、教育のみを必要とする子ども(1日の教育・保育時間：4時間)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、朝夕も含めた保育を必要とする子ども(1日の教育・保育時間：11時間または8時間)	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、朝夕も含めた保育を必要とする子ども(1日の教育・保育時間：11時間または8時間)	保育園、認定こども園、地域型保育

必要です！保育の必要性の理由

次のいずれかに該当する場合に2号または3号認定が受けられます

- ①月48時間以上の就労
- ②産前産後
- ③保護者の疾病・負傷・障害
- ④同居親族の介護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動中
- ⑦就学・職業訓練
- ⑧児童虐待やDV

※すでに保育施設を利用している子どもについては、保護者が下の子どもの育児休業に入っても下の子どもが1歳になる日の属する年度末まで、①～⑧の理由がなくても引き続き施設を利用できます。